

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：インド国日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：インド国日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・
確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a01087

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 4月 1日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 4月 2日 12時まで
3	質問への回答	2025年 4月 7日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 4月 11日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 4月 24日 12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ グジャラート州に製造拠点・販売拠点・事務所を有する日本企業
- ・ グジャラート州におけるスタートアップ、中小零細企業及びそれら企業と連結決算の対象となる日本企業
- ・ インド工科大学及び同大学教員

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/COZfkUAWFP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (2) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

インドは1990年の経済危機を機に、外資規制緩和、産業ライセンス制度撤廃などの経済自由化を推し進め、モディ首相政権下では製造業を強化する「Make in India」を2014年から、スタートアップ企業及び中小零細企業の振興を図る「スタートアップ・インディア」を2016年から実施しているほか、製造業の各業種で生産連動型奨励策（Production Linked Incentive Scheme: PLI）、半導体含む電子産業に対する大型補助金などを実施している。こうした取組もあり、2000年以降は年平均7%を上回る経済成長が続いている。2020年度は新型コロナウイルスによる甚大な影響を受けるも、インド政府は、インド独立100周年となる2047年までに「自立したインド（Self-reliant India）」を実現することを掲げ、以降は回復基調に復帰し、2023/24年度のデータでは、7.8%と好調な値を記録している。投資環境の整備による海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）額についても、2014年度に451.5億ドルだったFDIの総流入額は、2023年度には709.5億ドルに増加しており、更に、インド政府は温室効果ガスの排出削減を実現しつつ持続的な成長へつなげるべく、環境分野への投資促進を行っている。その他、発電・送電・配電・取引への投資における外国資本の割合を最大100%まで認めている他、PLIスキームを活用した再生可能エネルギー機器の製造の推進等、多岐に渡る政策を実施しているが、一方で、現地でのビジネス環境については課題も指摘されており、特に現地に進出する日本企業からは脆弱なインフラ、不透明な法制運用等が課題として指摘されている。

中でも、インド中西部に位置するグジャラート州は、上述の「自立したインド（Self-reliant India）」に応じる形で、「アトマニルバール・グジャラート（自立したグジャラート）産業支援策2022」を発表し、同構想に積極的に貢献していく方針を明確にしている。同州は、インド北西部に位置しており、国全体のGDPの8.3%（2022年度、インド政府）、インドの対外輸出金額の33%（2022年度、グジャラート州政府）を占める等、インド経済発展の牽引役を担っている。モディ州首相時代

(2001-2014) のインフラ整備、外資誘致に向けたビジネス制度の整備により、他州に比較して、ビジネス環境も整備されており、インド政府が 2022 年に発表した” Business Reforms Action Plan (BRAP), 2020” においても、グジャラート州はトップアチーバーとして位置づけられており、” Logistics’ Ease Across Different States” においても、最高ランクに評価されている (2022 年)。また、「グジャラート産業支援策 2020」では、次世代の持続可能な製造業・サービス業に係るグローバルビジネスの目的地になることを掲げており、インドの産業界がグローバルなサプライチェーンの一部に位置付けられることを目指し、同時に国際的な競争力を維持しつつ、グリーンな製造手法に移行する取り組みを州政府として支援する方針が掲げられている。その他、グジャラート州は、2018 年から 2022 年にかけて、インド商工省により実施されている「全インド州スタートアップランキング (All India State Startup Ranking)」にて、過去 4 回全てで、最高ランクのベストパフォーマーとして選定されており、マルチ・スズキ・インディアとの共同事業であるインキュベーション施設「International Automotive Centre of Excellence (iACE)」が設置される動きも見られている。

同州における日本企業の進出状況については、自動車関連企業等 358 社 (2012 年から 2022 年で約 7 倍) (在インド日本大使館) が進出しており、2014 年 9 月、安倍総理 (当時) とモディ首相との間で表明された日印投資促進パートナーシップの一環として整備されているマンダル工業団地等、州内の工業団地に多くの日系企業が立地している。更に、グジャラート州産業開発公社による日本企業専用窓口「ジャパンスク」が設置され、経済産業省から日本式ものづくり学校の認定を受けた人材育成機関が設立される等の動きもある。

2023 年に、日印政府間で「日印半導体サプライチェーンパートナーシップ」が締結され、グジャラート州では、インド初の半導体政策 (2022~2027 年) を策定し、現時点で既に 4 件の前工程及び後工程の半導体製造工場の進出が決まっている (TATA・マイクロン・CG パワー (ルネサス出資) ・Kaynes)。2024 年 1 月にグジャラート州で開催されたモディ首相出席の国際会議「ヴァイブラント・グジャラート」では、半導体製造拠点化を志向するグジャラート州政府及び印半導体関連企業と日本政府及び政府系機関 (JICA を含む) ・半導体関連日本企業との間で、産官フォーラムが実施され、日印半導体協力に関して活発に議論が交わされる等、同分野は、日印産業連携・人的交流の期待が最も大きな分野となっている。

このように、グジャラート州は、インドの中でも日本企業との連携ポテンシャルが極めて高い地域の一つであるが、州内の工業団地に進出している日本企業からは、更なるインフラの改善を求める声があがっており、また、同州のスタートアップ・中小

零細企業と日本企業の連携や、再エネ領域でのポテンシャルの高い同州において、日本企業が強みを持つ高効率機器等の省エネ技術や再エネ技術の導入等は更に促進できる可能性があると考えられる。上述の通り、昨今、日印間で最も活発な議論、産業界往来が行われている半導体分野においても、JICAは「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」を通じて、日印半導体産業界における全体像の情報収集、日本企業等へのヒアリング、半導体製造に必要な水・電気インフラ及び人材の質に係る調査等を実施しているが、日本側アクターがグジャラート州半導体エコシステムの形成にどのように貢献できるかの具体化については更なる検討が必要である。

また、インドでは、製造業の強化を中心とした産業政策を踏まえ、産業界のニーズを捉えて必要な知識と技能を持った人材を訓練・育成する役割を担う工学系高等教育機関を中心とした、人材育成機関・制度の重要性も高まっている。同課題に対して、日印間では、留学生の受入拡大等を通じた学術・産学連携の強化や、インド国内の雇用機会不足、及び日本国内の人口減少・労働力不足といった観点で補完関係を構築することの重要性が認識されており、2023年5月に実施された日印首脳会談においても、モディ首相と岸田文雄首相（当時）の間で、人的交流の拡大に努めることが合意されている。

インドでは1951年に国内初の工科大学（Indian Institute of Technology: IIT）が設立されて以来、全国23校のIITが設立されており、国内トップクラスの理工系大学として人材を輩出しているが、2008年10月の日印首脳会談ではIITハイデラバード校（Indian Institute of Technology Hyderabad: IITH）への支援が合意され、現在までに校舎のデザイン支援を含む円借款による施設整備、技術協力による日印の学術・産学連携推進の支援等が行われている。IITガンティナガール校（Indian Institute of Technology Gandhinagar: IITGN）についても、上述のグジャラート州における半導体の人材育成を行うためのCenter of Excellence構想を有している。また、印政府は、新教育政策2020において、高等教育機関での産業向け人材育成の強化を掲げており、IIT等のトップ層の大学のみならず、より広い大学層の強化を進めている。係る大学の中には、製造業・半導体等我が国の民間企業や大学等が強みを持つ分野での連携を模索している事例もあり、更なる日印連携・人的交流の促進が期待されている。一方で、インドから海外への大規模な人材送り出しの一方、日本への移動者の数は極めて少なく、日本国内の人口減少・労働力不足といった点に鑑みても、同国の豊富な人材を日本国内において活用する重要性は非常に高い。また、高等教育機関に着目すると、国際共同研究・共同教育・留学生派遣等が徐々に推進されているものの、例えば国際共著論文の日本との共著比率は年々低下しており、インドの共著相手国先で日本は第10位（1位：米国、3位：中国、5位：韓国）となっている（NISTEP科学技術指標、2023）。また、インドからの海外留学生は130万人となっ

ている一方で、主な留学先は欧米、湾岸諸国であり、日本への留学生は僅か1,500人（約0.1%）に留まっており、拡大の余地は大きい（インド外務省、2022/JASSO 留学生調査、2022）。かかる状況を踏まえ、日印の学術・産学連携を促進するため、インド国内だけではなく、日本国内においてもインドとの効果的な連携が可能と考えられる高等教育機関・企業等を発掘することに加え、日印双方にとって効果的な連携策及びJICAの具体的な協力案を検討する必要がある。

第2条 調査の目的と範囲

（1） 調査の目的

本調査は、上述の現状を踏まえ、日印双方の利益に資するような協力関係を一層深化させる観点から、一に、グジャラート州における日印間の産業連携（特に半導体分野）促進、及び関連する人的交流促進のための現状・課題を、日本側関係者（日本企業、JBIC、JETRO、インド日本商工会、学術機関等）との意見交換等を通じて確認・分析し、インド側と協議の上、インド側のアクションプラン案の策定、半導体人材育成にかかる事業計画策定支援等を行い、これらの中でJICAの協力方針案（協力余地がある部分）について検討を行うものである。

二に、日印IITHの成功を起点として、IITGN（半導体分野）、その他IITや、高い人材輩出力・研究力を持つも日本勢の認知が低いインド国内でTier2に該当する大学等、日本国内の高等教育機関・企業との共創ポテンシャルのある高等教育機関における、日印の学術・産学連携促進策の検討や、連携の実現にあたり日印双方のニーズ・連携可能領域（必要な施設・機材・制度等）を検討・提案するものである。

受注者は、かかる目的を達成するために、「第3条 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第3条 調査実施方針及び留意事項

本調査では、①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進、②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進、の2点を主とする。

①については、日印双方の利益に資するような協力関係を一層深化させる観点から、グジャラート州における日印間の産業（特に半導体分野）連携促進、及び関連す

る人的交流促進のための現状・課題を、日本側関係者（日本企業、経産省、JBIC、JETRO、インド日本商工会、学術機関等）との意見交換等を通じて確認・分析し、インド側と協議の上、インド側のアクションプラン案の策定、半導体人材育成に係る事業計画策定支援を行い、これに沿ったJICAの協力方針案を検討・提案するものである。

②については、日本国内でインドと効果的な連携が見込まれる高等教育機関・企業等を洗い出すと同時に、インド国内において、JICAが支援して来たIITHを起点に、その他IITやインド国内でTier2に該当する大学等を含む、日本側関係者と効果的な連携が見込まれる機関を同様に洗い出し、日印の高等教育機関・企業等との連携促進策の検討や、連携促進にあたり必要なJICAの協力方針案を検討・提案するものである。

なお、本調査は調査対象分野が広範に及ぶが、①のうち、グジャラート州における半導体エコシステム（人材・インフラ）について、日本側アクターがグジャラート州半導体エコシステムの形成にどのように貢献できるかを半導体人材育成に係る事業計画策定を含めて具体化した上で、同分野におけるインド側のアクションプラン案の整理、JICAの協力方針の検討を行うことを最重要成果とする。その次に、②においては、インド国内のみならず、日本国内においても効果的な連携が可能と考えられる高等教育機関・企業等を洗い出したうえで、双方の連携に資するJICAの協力案の検討を行うことを重要成果とする。

上記方針の下、調査の留意事項は以下の通り。

（１） 既往調査結果の活用

日印間の産業連携促進、及び関連する人的交流促進のための現状把握に際しては、過去に実施したJICA調査や「経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築」等の他、日本政府、JBIC、JETRO及び技術協力での知見・関係等の他機関がとりまとめている情報、調査結果等を最大限活用することし、効率的な調査を実施することとする。事業実施の際には、経済産業省が「グローバルサウス未来志向型共創等事業」等で実施している類似調査・事業の進捗をフォローし、連携する。特に、以下の資料については十分な確認・レビューを行う。

<①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進関連>

- ・ インド国「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」インテリムレポート及びファイナルレポート

- ・ Data Collection Survey for Prospective Investment Promotion Program in India
- ・ グジャラート産業政策 2020
- ・ The Gujarat Electronics Policy (2022-28)
- ・ The Gujarat Semiconductor Policy (2022-27)
- ・ 半導体・デジタル産業戦略（経済産業省）

<②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進>

- ・ インド国「インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト」終了時評価報告書
- ・ インド国「インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク 構築支援プロジェクト フェーズ 2（第 1 期）」業務完了報告書
- ・ インド国「学術的研究交流を通じたインド工科大学ハイデラバード校キャンパスデザイン支援プロジェクト(詳細設計支援 3)」業務完了報告書
- ・ インド国「スタートアップ・イノベーションエコシステム及び日印連携強化策に係る情報収集・確認調査」ファイナル・レポート
- ・ National Education Policy 2020
- ・ National Policy on Skill Development and Entrepreneurship, 2015

(2) 日印間の産業連携・人的交流の促進が期待できる産業分野についての仮説立案

(1) に記載の通り、既存調査結果等の確認・レビューを行った上で、日印間の産業連携・人的交流の促進が期待できる産業分野についての仮説を立案することとする。仮説の立案に際しては、以下の 5 分野（Ⅰ～Ⅴ）を含めることとし、「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進関連」については、特に「Ⅰ.半導体エコシステム（人材・インフラ）」に重点を置いた調査を行う。

また、①と②についてはそれぞれ検討を行うこととするが、調査を進める中で、①と②に接点が生じる場合（半導体等）は、①と②の間での連携・相乗効果も積極的に検討する。

<①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進>

I. 半導体エコシステム（人材・インフラ）

II. グジャラート州工業団地

III. スタートアップ・中小零細企業

IV. グリーンで持続可能な産業開発

〈②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進〉

V. インド工科大学及び Tier2 大学を対象にする日印学術・産学連携推進

I～Vの各分野の調査方針・留意点を（3）～（7）に示す。

（3） 半導体エコシステム（人材・インフラ）²

「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進」として実施するものであり、本調査で最も重視して検討する。

2023年7月に「日印半導体サプライチェーンパートナーシップ」が両国大臣間で締結され、「日印半導体サプライチェーン政策対話」が設置される等、半導体については、今後、特に日印間の産業連携が期待される分野である。別途 JICA が実施している「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」で情報収集を行った日印半導体産業界における全体像、一部日本企業等の考え方、インドにおける水・電気インフラの質に係る調査結果を十分に確認し、また、経済産業省が実施している「経産省グローバルサウス補助調査インド半導体事業」等とも密に連携しつつ、半導体分野における産業連携・人的交流の課題を、日本企業、インド企業、第三国企業、学術機関等への追加的なヒアリング・アンケート等を通じ、事業者目線で体系化して整理する。更にその上で、グジャラート州政府が半導体エコシステム構築に際して実施すべきアクション・人材育成に係る政府事業の計画（運用効果指標を含む）を策定し、インド政府と協議を行った上でとりまとめることとする。

なお、同アクション・計画のとりまとめについては、民間企業による投資促進、日本企業・自治体等の裨益が両立し得る、グジャラート州政府によるアクション案・政府事業計画案を策定することとし（事業計画案の策定は（イ）のみ）、現時点では以下の4つの切り口でこれを整理することを想定している。

（ア）グジャラート州政府により整備が必要な公的産業・社会インフラ

（イ）日印間の人的交流要素を含むグジャラート州人材育成等連携システム構築

²以下の内容のうちの（ウ）及び（エ）について、現時点で考えられる、グジャラート州政府によるアクション案について、プロポーザルで提案すること。

(ウ) 規制・制度改革

(エ) (ア)～(ウ)の実現をグジャラート州政府と共に日本・JICAとして促進・モニタリングする体制の整備

これらの検討については、日本の知見の活用のみならず、半導体産業を成功させている台湾等の事例を踏まえ検討することとし、日本のプレーヤーを最大限活用できることを目指しつつも、グジャラート州にとって最適な半導体エコシステムが構築されることを目指す。

また、グジャラート州半導体エコシステム構築に日本アクター（企業・学術機関等）がどのように貢献でき、グジャラート州政府のどのような取組・制度が日本アクターの進出・展開に貢献できるかの検討を行い、それに対してJICAがどのように貢献できるかの調査を最重要留意点とする。

なお、上記のうち（イ）の人材育成に係る部分については、IITGNがインド電子情報技術省、グジャラート州政府と人材育成にかかる仕組み（Center of Excellence）の構想を有しており、「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」でもその詳細及び日本側関係アクターの洗い出し作業について確認中である。本調査においても、これら調査結果を最大限活用しつつ、半導体分野の人材育成・人材活用の仕組みにかかる追加提案を行い、グジャラート州政府のアクション整理に留まらず、インド側で作成を行う予定である事業計画書案の更新・策定支援を行う。その際、施設計画、機材調達計画、事業費、事業実施スケジュール、事業実施体制、運営・維持管理体制、事業効果、環境社会配慮、ジェンダー配慮、本邦企業との連携等を含んだ事業計画書となるよう留意し、特に本邦企業・自治体、学術機関との連携については、本邦企業・自治体、学術機関とインド側の双方が裨益する形となる仕組みが導入されるよう、インド側、日本側の関係アクターとのヒアリング・協議を十分に実施する。

(4) グジャラート州工業団地

「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進」として実施するもの。

グジャラート州内の工業団地の状況、及び工業団地に進出済、もしくは検討中の日本企業に係る情報を整理し、JETRO等と協力して、補完的にヒアリング・アンケート等を実施することで、産業連携・人的交流の課題を体系化して整理する。その上で、グジャラート州が計画している工業団地のインフラ整備と日本企業が求めるインフラ

の比較を行い、グジャラート州政府と協議の上、整備が必要なインフラのリスト化を行う。

(5) スタートアップ・中小零細企業³

「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進（主に半導体分野）」として実施するもの。

グジャラート州は、2018年から2022年にかけて、インド商工省により実施されている「全インド州スタートアップランキング（All India State Startup Ranking）」にて、過去4回全ての評価において、ベストパフォーマーとして選定されている。その後も「グジャラート産業政策2020」の中で、スタートアップ企業とイノベーション推進、中小零細企業（MSME）推進を掲げており、スタートアップ企業・中小零細企業への補助金制度、スタートアップ企業の支援（メンター、コワーキングスペースや3Dプリンター等の提供等）を行うためのスタートアップ支援施設の設置促進等を行い、スタートアップ企業・中小零細企業に対する環境整備を進めている。

本調査では、現在のグジャラート州政府によるスタートアップ・中小零細企業（MSME）支援の内容を整理・評価した上で、これまでのグジャラート州のスタートアップ・中小零細企業（MSME）と日本企業との連携効果を分析し、グジャラート州のスタートアップ・中小零細企業（MSME）と日本企業との連携余地を検討する。その後、グジャラート州政府が日印産業連携の観点で、とるべきアクションプラン（アクション達成による運用効果指標を含む）を策定し、インド政府と協議を行った上でとりまとめることとする。

(6) グリーンで持続可能な産業開発⁴

「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進」として実施するもの。

グジャラート州は、次世代の持続可能な製造業・サービス業に係るグローバルビジネスの目的地になることを掲げた「グジャラート産業支援策」を2020年に策定して

³現時点で考えられる、グジャラート州スタートアップ企業・中小零細企業と日本企業との連携促進策及びインド側のアクション案について、プロポーザルで提案すること。

⁴太陽光等の再エネ、バイオガス活用等の新エネルギー活用について、現時点で考えられ得る、日本企業との連携促進策及びインド側のアクション案について、プロポーザルで提案すること。

おり、インドの産業界がグローバルなサプライチェーンの一部に位置付けられることを目指し、同時に国際的な競争力を維持しつつ、グリーンな製造手法に移行する取り組みを州政府として支援する方針が掲げている。また、同州は太陽光等再エネポテンシャルが高く、グリーン水素/アンモニア製造、自動車等でのバイオガス活用等の新エネルギー活用も進んでおり、日本企業の関与・関心も高まっている。さらに、グリーン産業開発の実現のためには、日本企業が強みを持つ高効率機器等の省エネ技術の導入も必要となっている。ついては、産業分野におけるグジャラート州での再・新・省エネルギーを軸とする日印連携（日本企業製品活用・日本企業進出・産学連携等）の可能性を軸に、グリーンで持続可能な産業開発に向けてグジャラート州政府が日印産業連携の観点で、とるべきアクションプラン（アクション達成による運用効果指標を含む）を策定し、インド政府と協議を行った上でとりまとめることとする。

（７） インド工科大学及びTier2大学を中心とした日印学術・産学連携推進⁵

「②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進」として実施するもの。

【インド工科大学ハイデラバード校（IITH）】

本調査においては、既往の協力の成果を最大限活用のうえ、IITHと日本との更なる学術・産学連携の強化及び人的交流の促進に貢献し得る連携促進策を検討する。また、連携促進策の検討に当たっては、日本国内における連携可能性のある高等教育機関・企業等の調査も含み、また連携促進策の内容としては、ソフト面の協力（日本/日系企業との研究面での連携や日本/日系企業への就職促進、各種制度設計等）に限らず、ハード面の協力（連携促進に資する施設・機材の整備等）も検討する。

【その他インド工科大学及びインド国内でTier2に該当する大学】

高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進策の検討に当たっては、その他インド工科大学やインド国内で高い人材輩出力・研究力を持つも日本勢の認知が低いTier2に該当する大学を調査対象として含め、日本との更なる学術・産学連携の強化及び人的交流の促進に貢献し得る連携促進策を検討する。また、連携促進策の検討に当たっては、上記IITHと同様、日本国内における連携可能性

⁵ 【インド工科大学ハイデラバード校（IITH）】、【その他インド工科大学及びインド国内でTier2に該当する大学】のそれぞれに関して、現時点で考えられる、日本との更なる学術・産学連携の強化及び人的交流の促進に貢献し得る連携促進策について、プロポーザルで提案すること。

のある高等教育機関・企業の調査も含み、また連携促進策の内容としては、ソフト面の協力（日本/日系企業との研究面での連携や日本/日系企業への就職促進、各種制度設計等）に限らず、ハード面の協力（連携促進に資する施設・機材の整備等）も必要性を検討する。

（８） JICA の今後の協力量針の検討

「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進」、「②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進」として実施するもの。

調査結果を踏まえ、JICA がノウハウ・実績を持つ、人材協力、対インド投資促進、高度な基礎インフラの事業分野に特に焦点を当て、日印間の産業連携・人的交流促進に資する JICA の協力量針案を検討する。協力量針案については、「①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進」、及び「②高等教育機関等を活用した日印学術・産学連携の促進及び関連人的交流促進」のそれぞれでとりまとめる。

第 4 条 調査の内容

本調査では、「第 3 条 調査実施の留意事項」の通り、以下の 5 分野において、調査を実施することとする。

〈①グジャラート州日印産業連携促進及び関連人的交流促進〉

- I. 半導体エコシステム（人材・インフラ）
- II. グジャラート州工業団地
- III. スタートアップ・中小零細企業
- IV. グリーンで持続可能な産業開発

〈②高等教育機関等を活用した日印産学連携の促進及び関連人的交流促進〉

- V. インド工科大学及び Tier2 大学を中心とした日印学術・産学連携推進

※現地政府・企業等からの基礎的な情報収集については、効率的・効果的に実施するためにローカルコンサルタントを活用（特殊傭人の傭上）することが望ましい。

具体的な調査内容は以下の通り。

【I. 半導体エコシステム】

- (1) 既存調査結果・実施中調査の確認・レビュー
- (2) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、産業開発公社、科学技術局、IIT ガンティナガール等）への調査計画の説明
- (3) 半導体産業政策（印中央政府・グジャラート州・台湾）、インド半導体企業・団体動向の情報収集・整理
- (4) 日本及び台湾を含む第3国における成功・失敗要因の分析（インフラ、人材育成、規制・制度改革等）
- (5) 日印間の産業連携・人的交流促進策に係る仮説の立案（以下の4領域）
 - (ア) グジャラート州政府により整備が必要な産業・社会インフラ
 - (イ) 日印間の人的交流要素を含む人材育成システム構築
 - (ウ) 規制・制度改革
 - (エ) (ア)～(ウ)の実現をグジャラート州政府と共に日本・JICAとして促進・モニタリングする体制の整備
- (6) 人材育成システム構築に向けた事業計画書案の更新・策定支援
- (7) インド工科大学ガンティナガール校が、電子情報技術省及びグジャラート州政府と構想・計画をベースとしつつ、同人材育成システム構想を具体化するため、施工計画、機材調達計画、事業費、事業実施スケジュール、事業実施体制、運営・維持管理体制、事業効果、環境社会配慮、ジェンダー配慮、本邦企業との連携等について検討し、インド側で作成を行う予定である事業計画書案の更新・策定支援を行う。
- (8) 日本側関係者（日本企業、経産省、学術機関、インド日本商工会、JBIC、JETRO等）との意見交換、個別ヒアリング、仮説の更新
- (9) (8) (6) 及び (7) を踏まえた、日本側関係者のグジャラート州半導体エコシステム構築への協力、関与の具体化及びインド（グジャラート州）が日本アクターの進出・展開に貢献できる取組・仕組案の検討
- (10) 日印間の産業連携・人的交流促進のためのインド側アクションプラン案（アクション達成による運用効果指標を含む）の検討 ※アクションプラン案はJICAの指定する様式で作成
- (11) (10) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、産業開発公社、科学技術局、IIT ガンティナガール等）との協議・アクションプラン案、人材育成システム事業計画書案の更新、事後フォロー

(12) (11) JICAによる協力方針案（円借款、技術協力等を想定）の検討
※上記（5）、（7）に含まれるインフラ関連の調査（半導体に関する電気・水等）
において専門的な調査が必要になる場合は、再委託を認めます。

【Ⅱ. 工業団地】

- (1) 既存資料・公開資料を基にしたグジャラート州における産業政策の整理、各工業団地における日本企業情報の収集・整理
- (2) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、産業開発公社等）への調査計画の説明と、グジャラート州における産業政策及びインフラ整備計画等の確認
- (3) 日本側関係者（日本企業、インド日本商工会、JBIC、JETRO等）との意見交換、個別ヒアリング、アンケート調査等を通じた、日印間の産業連携・人的交流促進を阻害する課題の洗い出し
- (4) 上記課題の分析と必要な制度改革・インフラ整備ニーズに関する仮説の立案
- (5) インド側アクションプラン案（アクション達成による運用効果指標を含む）の作成 ※アクションプラン案はJICAの指定する様式で作成
- (6) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、産業開発公社等）との協議、及びアクションプラン案の改訂、事後フォロー
- (7) JICAによる協力方針案（円借款等を想定）の検討

【Ⅲ. スタートアップ・中小零細企業と日本企業との連携】

- (1) 既存資料・公開資料を基にしたグジャラート州におけるスタートアップ・中小零細企業（MSME）産業政策の情報収集・整理、日本企業とインドにおけるスタートアップ・中小零細企業（MSME）との連携事例調査
- (2) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、中小零細企業局、教育局等）への調査計画の説明と、グジャラート州におけるスタートアップ・中小零細企業（MSME）産業政策、企業・団体動向等の確認・整理
- (3) 日印間の産業連携・人的交流促進策に係る仮説の立案と更新

- (4) 日本側関係者（日本商工会議所、日本企業、学術機関、JBIC、JETRO等）との意見交換、個別ヒアリング、アンケート調査等を通じた、日印間の産業連携・人的交流促進を阻害する課題の洗い出し
- (5) 上記課題の分析と必要な制度改革・インフラ整備ニーズ等に関する仮説の立案
- (6) インド側アクションプラン案（アクション達成による運用効果指標を含む）の検討 ※アクションプラン案は JICA の指定する様式で作成
- (7) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、教育局等）との協議、及びアクションプラン案の改訂、事後フォロー
- (8) JICA による協力方針案（円借款、技術協力を想定）の検討

【IV. グリーンで持続可能な産業開発】

- (1) グジャラート州における持続可能な政府政策及び日本・インド企業・団体による取組（サーキュラーエコノミー、グリーン水素/アンモニア、バイオガス、緑の気候基金等）の情報収集・整理
- (2) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、気候変動局、電力公社等）への調査計画の説明
- (3) 特に再・新・省エネルギー分野での日印協力を資する日本側の強みの洗い出し
- (4) 日印間の産学連携に係る仮説の立案と更新
- (5) 日本側関係者（日本企業、学術機関、インド日本商工会、JBIC、JETRO等）との意見交換、個別ヒアリング、アンケート調査等を通じた、日印間の産業連携・人的交流促進を阻害する課題の洗い出し
- (6) 上記課題の分析と必要な日印連携促進策に関する仮説の立案
- (7) インド側アクションプラン案（アクション達成による運用効果指標を含む）の検討 ※アクションプラン案は JICA の指定する様式で作成
- (8) インド側関係者（グジャラート州財務局、産業局、気候変動局、電力公社等）との協議、及びアクションプラン案の改訂、事後フォロー
- (9) JICA による協力方針案（円借款、技術協力を想定）の検討

【V. インド工科大学及び Tier2 大学を中心とした日印学術・産学連携推進】

- (1) 既存資料・公開資料を基にした日印の人的交流／学術・産学連携の現状、及び日本政府（文部科学省、経済産業省、JST、JSPS、JASSO、JETRO 等）・地方自治体・企業並びに JICA が実施している人的交流促進策の情報収集・整理
- (2) インド側関係者（インド工科大学ハイデラバード校、教育省、スキル開発・起業省、国家スキル開発公社、科学技術省、その他インド工科大学・Tier2 大学等）への調査計画の説明
- (3) 日本側関係者（高等教育機関、日本政府（文部科学省、経済産業省、JST、JSPS、JASSO、JETRO 等）、地方自治体、日本企業等）との意見交換・個別ヒアリング・アンケート調査等を通じた、日印間の学術・産学連携・人的交流促進を阻害する課題の洗い出し、及び効果的な連携が見込まれる日本側関係者の洗い出し・選出
- (4) 上記課題の分析と、選出した日本側関係者と必要な連携促進策・制度改革・インフラ／機材整備ニーズに関する仮説の立案・更新（以下の2領域）
 - (ア) インド工科大学ハイデラバード校を主な対象とする連携促進策・制度改革・インフラ／機材整備（先端技術分野（半導体・AI・スタートアップ・宇宙等）での連携促進策を含む）
 - (イ) 上記①を除く、その他インド工科大学やインド国内で高い人材輩出力・研究力を持つも日本勢の認知が低い Tier2 に該当する大学を主な対象とする連携促進策・制度改革・インフラ／機材整備（部分的にインド工科大学ハイデラバード校を対象に含めることは可。また、Tier2 大学は多数存在することから、効果的な連携が期待される Tier2 大学の調査・選定を行う。）
- (5) インド側関係者（インド工科大学ハイデラバード校、教育省、スキル開発・起業省、国家スキル開発公社、科学技術省、その他インド工科大学、上記（4）で選定した Tier2 大学等）との協議、上記（4）で検討した連携促進策・制度改革・インフラ／機材整備ニーズに関する仮説の更新
- (6) JICA による協力方針案（円借款・技術協力・無償資金協力を想定）の検討

第5条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2025年6月13日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

2) インテリム・レポート (IT/R)（簡易製本）

内容：半導体エコシステム、工業団地、スタートアップ・中小零細企業、グリーンで持続可能な開発促進、における日印間の産業連携・人的交流促進のための情報収集、課題分析、インド側アクションプランの初期案を含むもの。

提出時期：2025年7月30日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2025年9月30日

部数：電子データのみ（日本語、英語、英文要約）

4) ファイナル・レポート (F/R)（製本）

提出時期：2026年2月27日

部数：和文5部、英文7部、CD-R 4部（日本語2部、英語2部）

注）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。

提出時期：報告の都度、及びF/R提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R 提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ドラフト・ファイナル・レポートについては簡易製本、ファイナル・レポートについては製本したものを提出すること。それ以外の報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の印刷仕様・電子仕様を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

(6) インド地図の扱い

- 1) インド及びパキスタンについては、国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。
- 2) 上記1)での対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者の担当部署と協議のうえ、以下①～③のいずれかの対応としたうえで、以下3)の対応を取り、免責条項を必ず記載する。

- ① 国連地図 を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与 されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または“*This map is developed based on UN map*”等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする（国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する 場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン を参照）。

- ② 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であることを示さない（上記①の国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により、議論のある地域を覆う工夫を加える。
 - ③ 各国が主張する国境及び実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。
- 3) 上記2)に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】

免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic name

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	半導体エコシステム(人材・インフラ)に関して、現時点で考えられるグジャラート州政府によるアクション案	第3条(3)半導体エコシステム(人材・インフラ)
2	現時点で考えられる、グジャラート州スタートアップ企業・中小零細企業と日本企業との連携促進策及びインド側のアクション案	第3条(5)スタートアップ・中小零細企業
3	太陽光等の再エネ、バイオガス活用等の新エネルギー活用について、現時点で考えられる、日本企業との連携促進策及びインド側のアクション案	第3条(6)グリーンで持続可能な産業開発
4	【インド工科大学ハイデラバード校(IITH)】、【その他インド工科大学及びインド国内でTier2に該当する大学】のそれぞれに関して、現時点で考えられる、日本との更なる学術・産学連携の強化及び人的交流の促進に貢献し得る連携促進策	第3条(7)インド工科大学及びTier2大学を中心とした日印学術・産学連携推進

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：JICA 円借款事業形成に繋がる調査業務、半導体分野にかかる各種調査・検討業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：インド国及びその他の地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。半導体設計・製造にかかる調査経験があればなお良しとします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2025年6月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを2026年2月27日に提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約23.00人月

なお、半導体エコシステムに関連する団員については、日印の半導体業界に明るく、日印国内で豊富な半導体産業界でのネットワークを有する人材を想定しています。

2) 渡航回数を目途 延べ23回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）及び日本国内法人への再委託を認めます。

- インフラ関連の調査（半導体に関する電気・水等）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- IIT ガンティナガール半導体人材育成計画資料

- 「インド・グジャラート州における投資促進プログラム実施に向けた調査報告書」 ファイナルレポート
- Data Collection Survey for Prospective Investment Promotion Program in India (日・英)

2) 公開資料

- グジャラート産業政策 2020
 - [7904b6a5-bc1a-494f-9436-3862c1ae6d09_Industrial Policy\(Japanese\).pdf](https://www.gujarat.gov.in/Industrial-Policy(Japanese).pdf)
- The Gujarat Electronics Policy (2022-28)
 - [government electronics policy pdf cmyk](#)
- The Gujarat Semiconductor Policy (2022-27)
 - [DST - Department of science and Technology](#)
- 「半導体・デジタル産業戦略」 (経済産業省、2023年)
 - <https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230606003/20230606003-1.pdf>
- インド国「インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト」終了時評価報告書
 - openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346003.pdf
- インド国「インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク 構築支援プロジェクト フェーズ2 (第1期)」業務完了報告書
 - [1000051756.pdf](#)
- インド国「学術的研究交流を通じたインド工科大学ハイデラバード校キャンパスデザイン支援プロジェクト(詳細設計支援 3)」業務完了報告書
 - [インド国 学術的研究交流を通じたインド工科大学ハイデラバード校キャンパスデザイン支援プロジェクト\(詳細設計支援 3\)業務完了報告書.](#)
- ニ
- インド国「スタートアップ・イノベーションエコシステム及び日印連携強化策に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート
 - openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375093.pdf
- National Education Policy 2020
 - https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NEP_Final_English_0.pdf
- National Policy for Skill Development and Entrepreneurship, 2015
 - [p201571503.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

①治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前にJICAに提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。

(イ) 上記（ア）と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に予定を事前に送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

(ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として定額計上とすること。

(エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、

緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(カ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

②行動規制

(ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。

(イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。

(ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用は JICA が負担する）

(エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

③通信手段

(ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。

(イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

④安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

131,563,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（２）別見積としている項目、及び（３）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（２）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（３）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（４）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（５）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(9) その他留意事項

当機構が配付した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	(65)	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)